

暗号資産交換業者へのトラベル・ ルールの適用

2019年6月に公表されたFATFの改訂ガイダンスを受けて、既存の金融機関に適用されているトラベル・ルールが国内の暗号資産交換業者に対しても適用される見通しです。トラベル・ルールの概要及び適用されることによる暗号資産交換業者に与える影響について考察します。

I. はじめに

2019年6月、FATFは、仮想資産（Virtual Asset：以下「VA」という）及び仮想資産サービス業者（Virtual Asset Service Providers：以下「VASPs」という）に係る改訂ガイダンスを発表しました。

本ガイダンスではVASPs間のVAの送付に際し、送付側VASPsに対してはVAの送付人の正確な情報及び受取人情報の取得及び保持並びに送付人情報を含めた受取側VASPsへの情報提供を、受取側VASPsに対しては送付人情報及び正確な受取人情報の取得及び保持を求める規制（以下「トラベル・ルール」という）の導入などを各国に求めています。

本稿では、国内におけるVASPsに相当する暗号資産（仮想通貨）交換業者に対して同ルールが適用される場合の影響について考察します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

II. FATFとは

FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という）に係る国際基準（以下「FATF勧告」という）を策定し、その履行状況に関する相互審査等を行う多国間の枠組みです。

2019年9月執筆時点で、FATFにG7参加国を含む37カ国・地域と2地域機関が加盟しています。また、世界中にAML/CFTのネットワークを構築するために、9つの地域ごとにFATF型地域体と呼ばれる組織が設置されており、これらFATF型地域体を加えると、世界190以上の国・地域に対してFATF勧告が適用されていることとなります。

FATFの主な活動は図表1の通りです。

（図表1）FATFの主な活動内容

- | | |
|---|---|
| ① | AML/CFTに関するFATF勧告の策定及び見直し |
| ② | FATFメンバー国におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査 |
| ③ | 国際的なAML/CFTの拡大・向上 |
| ④ | FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告の遵守の推奨 |
| ⑤ | マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「ML/FT」という）の手口及び傾向に関する研究 |

FATF勧告自体に法的拘束力はありませんが、遵守が強く推奨され、相互審査を通じた遵守状況の公開等を通じて、メンバー国の法制度の整備及び遵守を促す仕組みになっています。

III. VAVASPs及びトラベル・ルールとは

VAVASPsについては、2018年10月、FATFが1～40あるFATF勧告のうちの勧告15「新技術の悪用防止」を改訂した際に初めて定義されました。

改訂前のFATFが2015年6月に公表した仮想資産に関するガイダンスでは、仮想資産と法定通貨の交換を行う事業者を対象としていましたが、この改訂では対象とする事業を次の図表2に示す5つに拡大し、当該事業を行う事業者をVASPsとするとともに、加盟国においてAML/CFTを目的とする法制度の整備を求めました。

(図表2) FATF勧告15が定義するVASPs

I.	仮想資産と法定通貨の交換
II.	他の仮想資産との交換
III.	仮想資産の送付
IV.	仮想資産又は仮想資産のコントロールを可能にする手段の保管／管理
V.	仮想資産の募集／販売に関する金融サービスへの参加及び提供

トラベル・ルールについては、2019年6月、加盟国におけるVA及びVASPsに対する法制度の整備を支援する観点から、FATF勧告15の解釈ノート追加を含む改訂ガイダンスが公表されました。解釈ノートは次の8つの項目から構成され、7(b)がいわゆるトラベル・ルールに相当します。(図表3参照)

(図表3) FATF勧告15解釈ノート抜粋

1.	加盟国はFATF勧告に基づく関連措置をVA及びVASPsに適用すべきである。
2.	加盟国はVASPsに対して、ML/FTのリスクを特定・評価し、効果的な低減措置を講じるよう求めるべきである。
3.	加盟国は、VASPsに免許又は登録制を課し、無免許（又は無登録）でサービスを提供するVASPsを特定し、制裁を与えるべきである。
4.	(省略)
5.	自主規制団体ではなく、規制当局がVASPsを監督又は監視しなければならない。
6.	加盟国は、AML/CFTの規制を遵守しないVASPsに対して、効果的で抑止効果のある制裁の実施を確保すべきである。
7.	予防措置に関し、勧告10-21に定められた規制がVASPsに適用される。
a.	勧告10において、一見取引における閾値は1,000USD/EURである。
b.	勧告16において、各国は、送付側VASPsがVA送付における正確な送付人情報 i 及び受取人情報 ii を取得・保持し、当該情報を受取側VASPsに提供し、かつ、規制当局からの要求に対応出来るようにすべきである。受取側VASPsがVA送付における送付人情報及び正確な受取人情報を取得・保持し、規制当局からの要求に対応出来るようにすべきである。
8.	(省略)
i.	<small>送付人の氏名・名称、口座が取引のために使われている場合には、送付人の当該個人情報、送付人の住所、又は国民識別番号、又は顧客特定番号、又は生年月日・出生地</small>
ii.	<small>受取人の氏名・名称及び、口座が取引のために使われている場合には、受取人の固有口座番号</small>

日本では7(b)以外の項目について概ね遵守できていると言われていています。したがって、日本では今後7(b)を充足するため、法制度の整備が進むと見込まれます。(図表4参照)

(図表4) 現時点でのトラベル・ルールへの対応状況 (国内)

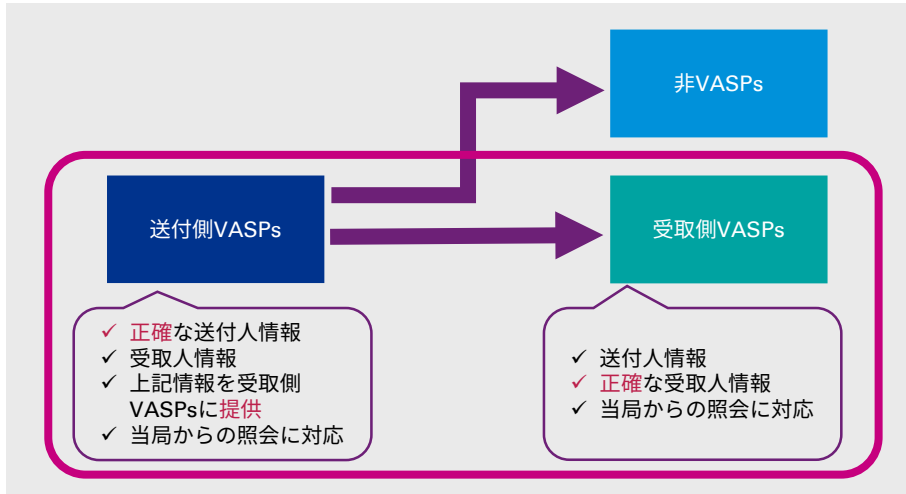
送付側 VASPs	正確な送付人情報	受取人情報	受取側VASPsに提供	当局からの照会
	○	×	×	△
受取側 VASPs	送付人情報	正確な受取人情報	/	
	×	○		
				△

IV. 暗号資産交換業者の課題

暗号資産交換業者がトラベル・ルールを遵守するに当たっては次のような課題を解決する必要があります。

- トラベル・ルールは図表5のようにVASPs間のVA送付に対し適用され、送付側・受取側のどちらかが非VASPsとなるVA送付については適用されません。ただし、現状のVA送付側はVAのアドレス情報のみで送付するため、受取人からの情報のみで送付先がVASPsかどうかを判断しなければなりません。

(図表5) 本ガイダンスが適用される範囲と求められる事項



- VASPs間のVA送付の際には、上述の情報を送付側VASPsから受取側VASPsへ送付することが求められます。ただし、現時点では当該情報を安全に、かつ各国の個人情報保護法等の規制に準拠する形で送付するための仕組みが構築されていないため、汎用性の高い業界基準の整備や当該基準に準拠した仕組みの構築ができるまでは、個別対応が中心となり円滑な情報提供、ひいては取引が阻害されることになります。
- 受取側VASPsが送付された送付人情報と自社が持つ受取人情報の内容に差異がある場合の対応方法などについても一定の業界基準がないと、受取が顧客口座に反映されない、送付されたアドレスへの返送、など個別対応が増え、円滑な取引が阻害される恐れがあります。

いずれにしても、業界としての取組みが求められる課題であることを踏まえて、本ガイダンスを公表後、トラベル・ルールの遵守に向けて業界横断的に取り組もうとする機運が高まっています。たとえば、銀行経由で国際送金する際に顧客情報をやり取りするSWIFT（国際銀行間通信協会）に似たネットワークシステムの構築が検討されているといった情報もあります。

主要各国では、VASPsに対する登録制や免許制の導入に向けた法制度の整備がこれからということも多く、日本からこうした課題を解決する取組みが進んでいくことが期待されます。

KPMGにはファイナンシャルサービスに関連するお客様のフィンテックイノベーションに関する課題のお手伝い、また、お客様のビジネスに影響を与える可能性のある、世界的に重要な発展やトレンドに関する情報の提供に特化したコミュニティが存在します。

KPMGはお客様のフィンテックセンターにおける成長、およびフィンテックセクターの理解をグローバル、地域、国レベルでサポートすることが可能であり、フィンテックに関する多様なトピックの研修も提供が可能です。さらにKPMGはフィンテックにおける世界的なトレンドと発展の特定、評価、そしてKPMGのグローバルパートナーであるアクセラレーターを通じた新たなフィンテックベンチャー企業との関係構築をお手伝いする事も可能です。

KPMGとフィンテック関連トピックに関するディスカッションをご希望の際は、下記フィンテック担当者まで、または通常のKPMG担当者までお問合せください。

金融事業部 ディレクター 保木 健次

T: +81-3-3548-5125 (代表電話)

E: kenji.hoki@jp.kpmg.com

金融事業部 シニア 濱田 和輝

E: kazuki.hamada@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/fintech



KPMGジャパン「フィンテック・イノベーション部」設置

KPMGジャパンはフィンテックに関する顧客ニーズの多様化と市場の変化に対応するため、従来の「フィンテック推進支援室」を7月1日より「フィンテック・イノベーション部」に改組しました。

フィンテック関連企業に対する監査・税務業務、ブロックチェーン技術の実用化、暗号資産交換企業の体制整備などのサービス提供に加え、ブロックチェーン技術の実用化についての専門チームである「Blockchain Business Lab」、レグテックやオープンイノベーションに関する専門チームを設置しています。

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 金融アドバイザー部

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

TEL : 03-3548-5125

FAX : 03-3548-5109

fintech@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/fintech

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.